特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安八町は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

安八町長

公表日

令和7年7月31日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の概要	・町民の生活を支える様々な施策の財源とするため、地方税法に基づき個人に町県民税、固定資産税、軽自動車税を賦課徴収している。また、課税に必要な調査、及び、課税総額と明細の確定を行っている。 ・所得課税証明など税務課で取り扱う事務に関する証明書を発行している。・他の行政機関からの照会に回答するため、課税資料の閲覧に応じている。・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①課税・非課税の住民に関する情報管理 ②課税根拠資料に係る個人特定及び管理 ③所得及び控除の管理 ④課税標準額及び税額の算出 ⑤各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理 ⑥扶養関係情報の管理 ⑦各種税目の徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の通知書の発行 ⑧ 名税目の証明書等の証明書の発行 ⑨ 税目ごとの口座登録 ⑪滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑪督促状の発送 ⑪地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑬地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑬地方税法第294条第3項、第354条の2、第450条第1項に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行 ・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。
③システムの名称	総合行政情報システム(個人住民税、電子申告、固定資産税、軽自動車税、納税管理人、宛名管理、収納消込、滞納整理、口座) 団体内統合宛名システム、中間サーバ・ソフトウェア/プラットフォーム、eLTAX
2. 特定個人情報ファイル	名
1.(個人住民税、固定資産税、	軽自動車税)各ファイル、2.宛名ファイル 3. 中間サーバ副本ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)の1 別表第一の30の項
4. 情報提供ネットワークシ	ンステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第9条及び別表第1第16号、内閣府・総務省令第5号 第16条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関					
なし					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
安八町総務課 〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取161番地 0584-64-3111					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	安八町総務課 〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取161番地 0584-64-3111				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	17年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	,重点項目評価書又	.は全項目評価書において、リス	Kク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた入事	₣を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	-		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	-		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	-		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	-		
5. 特定個人情報の提供・移転	☑(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通じ	と提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することのないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、税務事務では、上記のほか、下記の局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースの入力・特定個人情報の記載がある申請書等の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄
9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することのないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、業務システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了したとはみなさない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更簡所

変更箇					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日		総合行政情報システム(個人住民税、電子申告、固定資産税、軽自動車税、納税管理人、宛名管理、収納消込、滞納整理、口座)団体内統合宛名システム、中間サーバ・ソフトウェア/フラットオーム、eLTAX	総合行政情報システム(個人住民税、電子申告、固定資産税、軽自動車税、納税管理人、宛名管理、収納消込、滞納整理、口座)団体内統合宛名システム、中間サーバ・ソフトウェア/ブラットフォーム、eLTAX	事後	
令和1年6月27日	15. ②所属長の役職名	税務課長 堀 芳弘	税務課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和1年6月27日	Ⅱ1. 対象人数	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和1年6月27日	Ⅱ2. 取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	項目なし	別紙のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正に伴うもの
令和7年7月31日	I 9. 規則第9条第2項の適 用	項目なし	別紙のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和7年7月31日		8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	8. 入手を介在させる作業 9. 監査 10. 従業者に対する教育・啓発 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正に伴うもの
				_	